

『冬期福祉手当』申請受付中

高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

【給付対象世帯】

八雲町に居住する世帯のうち、在宅で次の①～⑨のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 八雲町寝たきり老人等在宅介護支援手当支給要綱に該当する方がいる世帯
- ④ 特別児童扶養手当の支給対象障がい児がいる世帯
- ⑤ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑥ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳1

級の交付を受けている方がいる世帯

⑨ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患に限る)の交付を受けている方がいる世帯

【手当の金額(年額)】

1世帯あたり5,000円

【交付申請の手続き】

申請する方は世帯主です。

① 必要なもの

世帯主の印鑑、世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの(各種手帳、特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、児童扶養手当証書など)

※代理人が申請書を提出する場合は、①を持参してください。代理人の印は不要。

② 受付期間

平成29年3月31日まで

【申し込み・問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係
(シルバープラザ内)
☎01377-642111
・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-23111

平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金の申請受付中

【申請書】

申請書は、2つの給付金で1枚です。対象と思われる方のいる世帯の世帯主宛に、「臨時福祉給付金等の申請に伴う平成28年度町民税が課税されていないことのお知らせ」を同封し、10月21日(金)に発送しています。

【申請方法】

① 郵送での申請…返信用封筒で郵送(申請書等に同封)してください。

・世帯全員分の本人確認書類の写し(健康保険証、運転免許証等)、振込先金融機関口座通帳等の写しを必ず同封願います。

② 窓口での申請…役場または各支所に提出してください。

・世帯全員分の本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)、振込先金融機関口座通帳など(いずれも写し可)を提示願います。
※記入方法がわからない方や確認書類等のコピーが困難な方は、必要書類等を持参してください。

【申請受付期間】

平成28年10月24日(月)～平成29年1月24日(火)

※原則3か月間

※配偶者からの暴力を理由に避難されている方などは、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金等の支給対象となる可能性があります。詳細は、お問い合わせください。

【詐欺にご注意ください】

申請内容に不明な点があった場合、八雲町から問い合わせを行うことがあります。ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めるとは、絶対にありません。万一、不審な電話がかかってきた場合は、八雲町役場または警察にご連絡ください。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎01377-622112

育児・介護休業法および男女雇用機会均等法が改正されます

法律の改正に伴い、事業主は就業規則等の改正が必要になります。施行日(平成29年1月1日)までに準備をお願いします。

【主な改正点】

- 介護休業の分割取得
- 介護休暇・看護休暇の取得単位の柔軟化
- 介護のための残業免除の新設

○ 育児休業および介護休業が取得できる有期契約労働者の範囲が拡大

○ いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止阻止の新設など
※改正内容の詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunisuite/bunya/0000130583.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課
☎011-706-2715
<http://hokkaido-roundoukyoku.site.mhlw.go.jp>